

函館市土地の埋立て等に関する指導要綱

（目的）

第1条 この要綱は、事業者が土砂等による土地の埋立て等を行う場合に講ずべき措置等に関し必要な事項を定めることにより、土砂等の流出等による災害の発生を防止し、環境の保全を図り、もって市民生活の安全の確保および良好な生活環境の維持に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て等の用に供する土、砂利、岩石等で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 埋立て等 土砂等による土地の埋立てまたは盛土をする行為をいう。
- (3) 事業区域 埋立て等を行う区域をいう。
- (4) 事業者 埋立て等に係る土地の所有者または埋立て等を行う者をいう。
- (5) 事業施工者 事業者との契約により、埋立て等の行為を請け負う者（当該請け負う者との契約により埋立て等を請け負う者を含む）をいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱の規定は、次に掲げる埋立て等について適用する。

- (1) 一つの事業区域の面積が500平方メートル以上であり、かつ、埋立て等を行う部分の高さが1メートル以上となるもの。
- (2) 一つの事業区域の面積が500平方メートル未満であり、当該事業区域と一体であると認められる他の事業区域において埋立て等が行われたまたは行われている場合であって、これらの埋立て等に係る事業区域の面積の合計が500平方メートル以上であり、かつ、埋立て等を行う部分の高さが1メートル以上となるもの。

（災害防止および周辺環境の保全等）

第4条 事業者および事業施工者（以下「事業者等」という。）は、埋

立て等を行うに当たっては、土砂等の流出等による災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者等は、埋立て等により公共施設等を汚損し、または破損した場合は、速やかに、被害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理者に報告し、その指示に従い当該施設を現状に回復しなければならない。

- 3 事業者等は、騒音、振動、^{じんあい}塵埃等に関する関係法令を遵守するとともに、交通安全上必要と認められる場合には、事業区域の出入口に保安要員を配置する等の措置を講じなければならない。

(技術基準の遵守)

第5条 事業者等は、埋立て等を行うに当たっては、市長が別に定める技術基準を守らなければならない。

(埋立て等に係る協議および協定)

第6条 事業者は、埋立て等を行おうとするときは、あらかじめその埋立て等の計画について市長と協議しなければならない。当該協議に係る計画の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の協議は、別記第1号様式の協議書に次に掲げる図書を添えてしなければならない。

- (1) 別表に掲げる図面

- (2) 事業者が埋立て等に係る土地の所有者でない場合は、当該埋立て等を行う権利を有することを証する書類

- (3) 別記第2号様式の設計説明書

- (4) 別記第3号様式の立入調査承諾書

- 3 事業者は、事業区域周辺の災害防止および周辺環境の保全（以下「防災等」という。）を図るため、市長と協定を締結するものとする。

- 4 前項の協定の内容については、協定書により定めるものとする。

- 5 市長は、第1項に規定する協議が終了し、かつ、第3項に規定する協定を締結したときは、別記第4号様式の通知書により当該事業者に通知するものとする。

(周知)

第7条 事業者は、前条第2項の協議書を提出した後、速やかに当該事

業区域内の見やすい場所に埋立て等の予定地であることを示す別記第 5 号様式の標識を設置するとともに，埋立て等の計画を事業区域に接する土地の所有者および居住者に周知しなければならない。

（埋立て等の着手届）

第 8 条 事業者は，第 6 条第 1 項の協議に係る埋立て等に着手しようとするときは，あらかじめ別記第 6 号様式の着手届により市長に届け出なければならない。

2 事業者は，埋立て等を行う期間中，当該事業区域の見やすい場所に，別記第 7 号様式の標識を設置しなければならない。

（立入調査）

第 9 条 市長は，防災等に関する措置についての確認および指導を行うため必要があると認めるときは，その職員に事業区域に立ち入り，当該事業区域内において行われている埋立て等の状況について調査させることができる。

（埋立て等の完了届等）

第 10 条 事業者は，第 6 条第 1 項の協議に係る埋立て等を完了したときは，速やかに別記第 8 号様式の完了届により市長に届け出なければならない。

2 市長は，前項の届出があったときは，速やかに当該埋立て等が第 6 条第 1 項の協議の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。

3 市長は，前項の検査の結果，当該埋立て等が第 6 条第 1 項の協議の内容に適合していると認めたときは，別記第 9 号様式の検査済証を当該届出した者に交付するものとする。

（適用除外）

第 11 条 次のいずれかに該当する土地の区域内において行われる埋立て等については，この要綱の規定は，適用しない。

- (1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項の規定により指定された保安林の区域
- (2) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域

- (3) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
 - (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
 - (5) 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された海岸保全区域
 - (6) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域
 - (7) 函館市普通河川管理条例（平成 12 年函館市条例第 33 号）第 2 条に規定する河川区域
 - (8) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた農業振興地域整備計画に基づく農用地区域
 - (9) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項または第 2 項の許可を受けた区域
 - (10) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項の許可を受けた区域
 - (11) 函館市良好な地域環境の形成に関する開発指導要綱第 3 条第 1 項の規定による協議を終了した小規模な特定の開発行為の区域
 - (12) 北海道自然環境等保全条例（昭和 48 年北海道条例 64 号）第 30 条第 1 項の許可を受けた区域
 - (13) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の認可を受けた区域
 - (14) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の認可に係る砂利採取場の区域
 - (15) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定による土地区画整理事業を施行する土地の区域
 - (16) 新住宅市街地開発法（昭和 38 年法律第 134 号）の規定による新住宅市街地開発事業を施行する土地の区域
 - (17) その他関係法令により許可または認可を受けた区域
- 2 国，北海道，市町村その他市長が別に定める者が行う埋立て等については，この要綱の規定は，適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際現に第3条に規定する埋立て等を行っている事業者は、遅滞なく、第6条第1項の規定による協議をし、同条第3項の規定による協定を締結するよう努めるものとする。

2 この要綱の施行の日前に第3条に規定する埋立て等を完了した事業者は、当該事業区域について、第4条第1項に規定する措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

別表（第6条関係）

図面の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
位 置 図	方位および縮尺ならびに目標となる公共施設	1/50,000 以上	
区 域 図	方位および縮尺，事業区域ならびに事業区域の位置関係を明らかにするために必要な図面および土地の地番図	1/2,500 以上	
埋 立 等 計画平面図	方位および縮尺，事業区域の境界，切土または盛土をする土地の部分およびその形状，がけまたは擁壁の位置ならびに搬入道路 ^{こうばい} の位置，形状，幅員および勾配	1/1,000 以上	
埋立等計画 標準断面図	切土または盛土をする前後の地盤面	1/500 以上	区域内で高低差が最大の箇所とする。 構造物がある場合はその断面図
排 水 施 設 計画平面図	排水施設の位置，種類，形状，流水方向，吐口の位置および放流先の名称	1/500 以上	仮設排水施設（素堀側溝等）を含む。

備考 その他必要な図面については，その都度市長が指示するものとする。